

さいたま市水道局告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者について、同法第231条の2の7の規定により取り消したので下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 指定納付受託者

- (1) 名称 LINE ヤフー株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3

2 指定を取り消した日

令和7年4月1日

3 納付事務に係る歳入等

水道料金、下水道使用料及び南下新井汚水処理施設の使用料（クレジットカード納付に限る。）

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市水道局業務部営業課営業企画係
- (2) 電話 048（714）3084